

提出方法 (①②③のいずれか) **紙での申請は受け付けません** (CD-R、USBメモリ、SDカードなど)

①Eメール ②郵送 ③持参

※②③の場合、全ての書類を入れた電子ファイルが必要です。
ファイル名は全て「**susk** “**事業者名**” “**データ名**”」に統一してください。
(決算書などページ数があるものは、**1つのファイル**にまとめてください)



メモリ等のデータ媒体は返却できませんのでご注意ください。

收受日付印の付いた確定申告書の写し (PDF形式)

青色申告の場合

所得税青色申告決算書 全ページ
※4ページ(内容によっては多い場合があります)

白色申告の場合

収支内訳書 全ページ
※2ページ(内容によっては多い場合があります)

第1表に押印がある事が必須です。

個人事業の開業・廃業等届出書 (PDF形式)

Eメールで送る際には、必ず「会社名・担当者・電話番号」を記載してください。
Eメール送信後必ず送った旨をお電話でご連絡お願いします。(☎73-9234)
(通信状態などで送信エラーの場合がある為)

その他参考資料(任意) (PDF形式)
必要に応じて提出してください。

見積書

カタログ

または

電子申告の場合は、以下①、②、③のいずれかの書類 (PDF形式) と

- ・ 青色申告の場合 所得税青色申告決算書 全ページ (PDF形式)
- ・ 白色申告の場合 収支内訳書全ページ (PDF形式)
- ① 確定申告書の写しに「受付日時」と「受付番号」記載あるもの
- ② 確定申告書の写しと、電子申請(e-TAX)時に、取得した「メール詳細」や、「受信結果(受信通知)」など收受日付印に相当する書類。
「受信結果(受信通知)」については、以下URLに確認方法が記載されております。ご確認ください。
https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/e-taxweb/42.htm#tabs_4
- ③ 税務署や特設会場でe-Taxで確定申告した場合は、左右に「本人用」記載あるもの

①②③のいずれも存在しない場合には、当該年の「納税証明書(その2所得金額用)」を提出してください。
また、收受印および、①②③、納税証明書のいずれも存在しない場合には、当該年の「課税証明書」又は「非課税証明書」を提出してください。

青色申告の場合
※4ページ(内容によっては多い場合があります)

所得税青色申告決算書 全ページ

白色申告の場合
※2ページ(内容によっては多い場合があります)

収支内訳書 全ページ

① 「受付日時」と「受付番号」の記載あるもの

② 「第一表」と記載あり

メール詳細

受信結果(受信通知)

③ 「第一表」と記載あり

「本人用」と記載あり

市税の納税証明書 (完納) (PDF形式)
申請時時点で最新のもの。旭川市発行のもの。

旭川市長 今津 寛介

申請書及び事業計画書 (PDF形式、もしくはWord形式)

申請書 (様式第1号)

事業計画書 (様式第1号-1)

事業計画書は最大8枚まで

誓約・確認書 (様式第9号) ※代表者が署名又は記名押印 (PDF形式)

特定創業支援を受けた創業者としての証明書(旭川市) (PDF形式)

※申請時点で当該証明書の交付を受けていない場合は、原則として**2023年1月31日までに交付を受けることが必要**です。詳しくは当財団職員までお問い合わせいただくか、「新規創業ガイドブック旭川(旭川市発行)」P4以降をご確認ください。